



被災証明調査

近年、豪雨による水害や土砂災害だけでなく、地震による災害が多発しています。災害復旧では、再度災害や被災拡大防止を図るための迅速な対応が求められており、それを支援する法律『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）』もあります。

負担法適用には、原則、被災後2カ月以内（遅くとも3カ月以内）の災害査定実施が推奨されており、当機構では、その際に必要な**第三者機関による被災証明書**を発行しています。

I. 調査状況



消火栓の確認状況

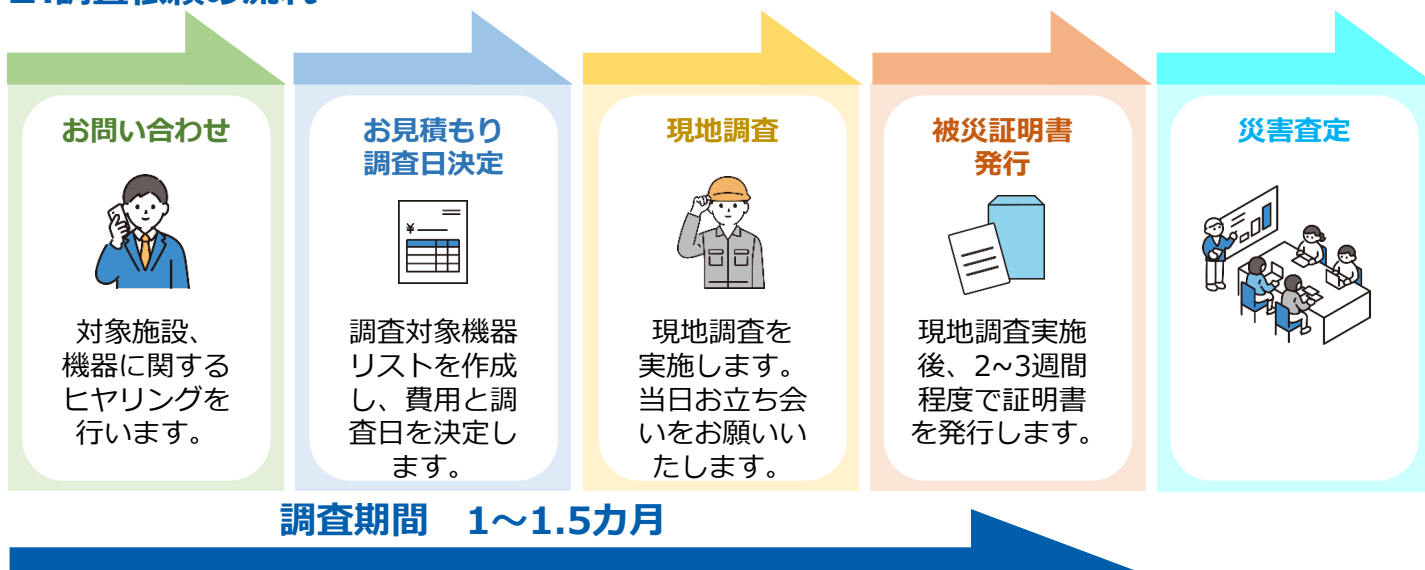


制御盤の確認状況



機械設備の確認状況

II. 調査依頼の流れ



※ 調査費用・調査必要日数・証明書作成納期は、調査場所、調査対象機器数等より変動します。詳細につきましてはお問い合わせください。

お問い合わせ先 <https://www.jqa.jp>

一般財団法人 日本品質保証機構

<マテリアルテクノ営業部>

関東営業課 〒140-0011 東京都品川区東大井1-8-12

TEL 03-3474-2525 / FAX 03-3474-3021 E-mail kanto-mt-cstm@jqa.jp